

議案第 7 1 号

令和 4 年度瑞穂町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 4 年度瑞穂町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 4 年度瑞穂町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算における資金不足比率を次のとおり報告します。

記

資金不足額	事業の規模	資金不足比率 資金不足額／事業の規模	経営健全化 基準
— 千円 (資金剰余額 239,457)	470,075 千円	— %	20 %

備考：資金不足額がないため資金不足比率は、「—」と標記しています。

参考数値として資金不足比率を表示した場合は、「-50.94%」となります。

令和4年度瑞穂町下水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和4年度瑞穂町下水道事業会計決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和4年度瑞穂町下水道事業会計決算

2 審査期日

令和5年7月27日（木）

3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表及び事業報告書等の決算附属書類について、計数に過誤はないか、経理は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方公営企業法及び会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 業務状況

本年度末における処理区域内人口は、前年度と比較して0.5%減少し、3万1,545人である。また、年間総処理水量は413万8,285^mで、前年度と比較し2.1%減少している。また、年間有収水量は354万5,053^mで、前年度と比較し3.5%の減少となっている。

6 予算決算の状況

(1) 収益的収入及び支出（消費税及び地方消費税を含む）

収益的収支決算の状況は、下水道事業収益の予算額11億4,340万5,000円に対し、決算額が11億3,438万4,119円で収入率は99.21%、下水道事業費用は、予算額11億1,236万円に対し、決算額は10億9,066万3,726円で執行率は98.05%である。この結果、収支差引額は、4,372万393円の黒字であった。

(2) 資本的収入及び支出（消費税及び地方消費税を含む）

資本的収支決算の状況は、資本的収入は予算額2億5,591万2,000円に対し、決算額が2億1,927万5,270円で収入率は85.68%、資本的支出は、予算額4億3,630万円に対し、決算額は3億8,119万8,758円で執行率は87.37%である。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,192万3,488円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,270万4,136円、減債積立金6,721万2,756円、過年度分損益勘定留保資金8,200万6,596円で補填している。

(3) 企業債の状況

前年度末における企業債の残高は、22億7,891万3,232円であり、本年度中の借入額は9,520万円、本年度中の償還額は1億3,816万8,453円であったことから、本年度末における残高は22億3,594万4,779円である。これは、前年度末と比較して4,296万8,453円の減となっている。

7 経営成績

(1) 概況

本年度の経営成績（損益計算）は、下水道事業収益が10億9,509万7,061円（営業収益4億7,007万5,476円、営業外収益6億2,502万1,585円）で、対する下水道事業費用は10億6,409万2,794円（営業費用10億2,588万3,311円、営業外費用3,820万9,483円）となり、差し引き3,100万4,267円の黒字である。

(2) 収益及び費用

本年度の下水道事業収益は、10億9,509万7,061円で、その内、経営の根幹を成す営業収益は、4億7,007万5,476円（下水道使用料3億9,296万8,476円、他会計負担金7,687万7,000円等）で、収益全体の42.9%を占めている。

営業外収益は、6億2,502万1,585円（他会計負担金1億5,133万円、長期前受金戻入4億6,386万1,955円等）となっている。

一方、下水道事業費用は、10億6,409万2,794円で、その内、営業費用は10億2,588万3,311円（管渠費7,544万3,228円、業務費1億8,487万9,016円、減価償却費6億4,239万708円等）で、費用全体の96.4%を占めている。

これに営業外費用を加えた下水道事業費用と前述の下水道事業収益との

差引額 3,100万4,267円が当年度純利益となっている。

(3) 下水道使用料の収納状況

現年度分の下水道使用料は、調定額 4億3,226万5,320円に対し、収入済額 4億463万1,299円であった。この結果収納率は 93.6%である。

過年度分については、未収金額 3,382万388円に対し、収入済額は 3,231万8,983円で収納率は 95.6%である。令和4年度においては、不納欠損額 13万2,922円、減額更正額等 3万777円により未収入額 133万7,706円である。

8 財産状況

(1) 資産

資産の合計額は 136億1,738万6,496円でその内訳は、固定資産が 132億8,025万3,422円、流動資産は 3億3,713万3,074円となっている。

固定資産は、有形固定資産が 127億5,086万7,218円、無形固定資産が 5億2,938万6,204円となっており、流動資産は現金・預金が 2億8,204万2,017円、未収金が 5,509万1,057円となっている。

(2) 負債・資本

負債の合計は 110億2,065万9,940円で、その内訳は、固定負債が、20億9,788万1,548円、流動負債が 2億3,573万8,844円及び繰延収益が、86億8,703万9,548円となっている。固定負債は全額が建設改良費等の財源に充てるための企業債、流動負債は建設改良費等の財源に充てるための企業債が 1億3,806万3,231円、未払金が 9,312万6,613円、引当金が 450万9,000円、その他流動負債が 4万円となっている。また、繰延収益は、長期前受金が 86億8,703万9,548円となっている。

資本金の合計額は 24億4,631万8,368円で、その内訳は、固有資本金が 19億6,792万9,404円で、繰入資本金が 3億8,004万9,000円で、組入資本金が 9,833万9,964円となっている。また、剰余金は、1億5,040万8,188円で、その内、利益剰余金は 9,821万7,023円となっている。

9 資金収支状況

本年度のキャッシュ・フローの状況によると、事業本来の業務活動の実施に必要な資金の状態を示す「業務活動によるキャッシュ・フロー」は、減価償却費や長期前受金戻入額などの非現金取引や未収金等の増減を調整した結果、通常の業務活動の実施により現金を収入できている。

将来に向けた運営基盤確立のために行う投資活動に係る資金の状態を示す「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、補助金や負担金の収入があるものの、新たな固定資産の取得にかかる支出などにより、1億7,697万8,679円の資金減少となっている。

企業債などの借入、返済による収支等資金の調達及び返済を示す「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、一般会計からの出資金があるものの、資金減少となっている。

これにより、本年度は2,001万6,696円の資金増となり、期首の資金残高2億6,202万5,321円を加えると期末時点の資金残高は、2億8,204万2,017円となった。

10 総括

瑞穂町下水道事業会計は、将来にわたり安定的に公共下水道サービスを提供していくため、令和2年4月から地方公営企業法の財務規定等を適用し、複式簿記・発生主義に基づく公営企業会計方式へ移行することにより、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、自らの経営成績や財政状態などの把握・分析が可能となった。

本年度は、3,100万4,267円の純利益が計上された損益計算書等を参照する限り、健全な下水道事業運営が行われたものと認められる。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における公営企業の経営健全化における資金不足比率に関する書類提出を7月14日に受けたため、7月27日の決算審査後、資金不足比率について審査した結果、資金不足は生じていないと認められた。

下水道事業においては未普及地域への下水道整備、都市化の進展や浸水被害への対応、施設の老朽化や耐震性などの課題に直面している。地方公営企業会計方式に移行し、今後は財務諸表により明確化された収支や資産、負債の状況を分析し、弾力的に事業運営に反映させることが求められる。企業会計の強みを発揮し、経営の健全化、効率化を図りながら、将来にわたり持続可能かつ健全な経営の実現に向けて継続して取り組まれるよう望む。

令和5年8月9日

瑞穂町長 杉浦裕之様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 小川龍美